

第四次滋賀県環境学習推進計画

The forth-term plan for promoting environmental learning



令和3年(2021年)3月
滋 賀 県



第四次滋賀県環境学習推進計画

目次

第1章 計画の基本事項	2
1. 計画策定の経緯	
2. 計画の性格	
3. 計画の期間	
第2章 環境学習の現状と課題	4
1. 環境学習をめぐる動き	
2. 環境学習をめぐる課題から求められるもの	
第3章 計画のめざすもの	7
1. 基本理念	
2. 基本目標	
第4章 環境学習の展開方向	9
1. 基本的な視点	
2. 取組の方法	
3. 各主体に求められる展開方向	
4. 県の施策の展開方向	
第5章 重点的な取組	21
1. 重点的に取り組む課題と課題同士のつながり	
2. 環境学習の推進に向けた「つながり」の強化	
第6章 施策の効果的な実施のための推進体制	28
1. 施策の総合的な展開	
2. 環境学習支援機能の充実	
3. 協働による推進	
第7章 計画の進行管理	30
1. 進行管理の考え方	
2. 進行管理の手法	
参考資料	
第三次滋賀県環境学習推進計画の実施状況について (平成28年度～令和元年度)	31
用語の解説	34

第1章 計画の基本事項



気候変動や生物多様性の減少、ごみ問題、水源林の荒廃など、現在の社会が抱える多種・多様な環境課題（問題）を解決し、持続可能な社会を実現するためには、環境技術を向上させ、社会や経済のしくみを環境と調和したものにするとともに、私たち一人ひとりが環境に対する責任と役割を自覚し、課題の解決に向けて主体的に行動を起こすことが不可欠です。また、そのためには「持続可能な社会づくりに向けて、主体的に行動できる」人を育てる環境学習の役割が非常に重要になります。

この計画は、滋賀県（以下、「県」という。）が環境学習に関する施策を推進するにあたっての、基本的な考え方や施策の方向性などについて定めるものです。

1. 計画策定の経緯

県は、県民や NPO・地域団体、学校、事業者、行政などが、それぞれの責任と役割を自覚しつつ主体的かつ積極的に環境学習に取り組み、現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」を、全国初の環境学習推進条例として平成 16 年 3 月に制定しました（同年 4 月に施行）。

条例の中で、環境学習とは「環境に関心を持ち、環境に対する自らの責任と役割を自覚し、環境に対する理解を深めるとともに、環境保全行動につなげていく意欲および問題解決に資する能力を高めていく教育および学習」と定義されています。

この条例に基づき、すべての県民の主体的な環境学習が協働と連携のもとに効果的かつ適切に実施されるよう、県が環境学習関連の施策を行うにあたっての基本理念や県民などが行う環境学習への支援、各主体の取組の方向性などを定めたものが「滋賀県環境学習推進計画」です（平成 16 年 10 月策定）。

同計画はその後、平成 23 年、平成 28 年に改定されましたが、改定された「第三次滋賀県環境学習推進計画」（計画期間：平成 28 年度（2016 年度）～令和 2 年度（2020 年度））では、基本目標を「『いのち』に共感して自ら行動できる人育てによる、持続可能な社会づくり」とし、環境学習が単に知識を得るための学びに留まることなく、学びが主体的な行動へとつながり、一人ひとりの行動がつながることによって持続可能な社会づくりが進むことをめざしてきました。

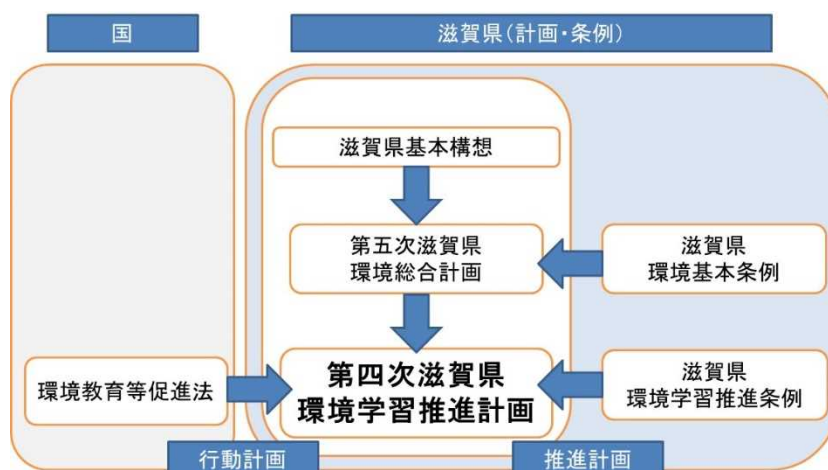
今回、第三次計画の計画期間の満了に伴い、持続可能な社会の実現に向けての新たな課題に対応するとともに、さらなる取組の推進を図るため、環境学習推進計画の改定を行いました。

2. 計画の性格

この計画の性格は次のとおりです。

- (1) 「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく環境学習の推進のための計画であり、国の「環境教育等による環境保全取組の促進に関する法律」に基づく県の行動計画です。
- (2) 滋賀県基本構想の推進に関する規程に基づき策定された滋賀県基本構想をはじめとする県の関連各種計画との整合性を図り、第五次滋賀県環境総合計画の基本的方向性に基づき策定する分野別計画です。

- (3) 「第三次滋賀県環境学習推進計画」の趣旨を受け継ぎ、新たな課題への取組を盛り込んだ計画です。
- (4) 県および、環境学習に関わる各主体（県民、NPO・地域団体、学校、事業者、行政など）に期待される施策や行動の指針を示す計画です。
- (5) 環境学習による人材の育成によって持続可能な社会づくりをめざす計画で、SDGsの主に、質の高い教育に関するゴール4のターゲット4.7「全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得」に貢献するとともに、すべての目標の達成に資するものです。



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

■「環境教育」と「環境学習」

環境を学ぶことに関して、「環境教育」と「環境学習」という言葉が使われていますが、両者は厳密に区分して使い分けられているものではなく、また各々の定義について統一的な見解が定まっているものでもありません。

本計画では、環境学習推進条例に基づく計画であることと、単に「教わる」のではなく、より積極的・主体的に「学ぶ」姿勢を表す言葉として、「環境学習」の言葉を用いています。

■「Education for Sustainable Development (ESD)」

日本語では「持続可能な開発のための教育」と訳されますが、そのめざすところに関して、文部科学省は次のように説明しています。「今、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（Think globally, Act locally）ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動です。つまり、ESDは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育です。」

本計画では、このESDの視点を取り入れて環境学習を推進することとしています。

第2章 環境学習の現状と課題



1. 環境学習をめぐる動き

(1) 世界の動き

平成 27 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）として 17 のゴールと 169 のターゲットを提示していますが、この中には、地球環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれており、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感の表れと言えます。

とりわけ、気候変動による深刻かつ広範囲に渡る不可逆的な影響は、自然災害のリスクを増幅させることが強く懸念されます。平成 27 年 12 月に採択されたパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べ 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目指しています。

こうした世界目標の達成に向けて、世界中で様々な取組が進められている中、日本の提唱により開始された ESD についても更なる取組を促すため、令和元年 12 月の国連で新たな国際的枠組み「Education for Sustainable Development: Towards achieving the SDGs (ESD for 2030)」が採択されました。この決議では「ESD が質の高い教育に関する SDGs に必要不可欠な要素であり、その他全ての SDGs の成功への鍵として、ESD は SDGs の不可欠な実施手段である」とされています。

また、令和 2 年、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染症への対応が長期化するなか、人々の生活様式やコミュニケーションの方法等に変化が生じています。

(2) 国の動き

SDGs、パリ協定などの国際的な潮流を踏まえて、平成 30 年 4 月に閣議決定された「第五次環境基本計画」の中では「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しています。「地域循環共生圏」とは、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。また、同計画の中で環境学習については、ESD の考え方を踏まえ、環境教育等促進法および同法により国が定める基本方針に基づいて持続可能な社会づくりの担い手として必要な資質能力等を着実に育成することとされています。

「地域循環共生圏」の創造を目指す必要性や、平成 29 年 3 月に告示された小・中学校の学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の実現、「持続可能な社会の担い手」の育成などの課題も踏まえて、平成 30 年 6 月に閣議決定された環境教育等促進法に基づく基本方針では、「持続可能な社会づくりへの主体的な参加」と、循環と共生という観点からの参加の意欲をはぐくむための「体験活動」を促進することが重要とされています。

また、ESD の推進における 5 つの優先行動分野（1. 政策的支援、2. 機関包括型アプローチ、3. 教育者、4. ユース、5. 地域コミュニティ）が示された「我が国における『ESD に関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」が令和元年に最終年を迎え、国連「ESD for 2030」を踏まえた後継計画の策定が進められています。

（３）滋賀県の動き

県は、平成 29 年 3 月、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づく「琵琶湖保全再生施策に関する計画」を策定しました。同計画では重点事項として、多くの固有種をはじめとする豊かな生態系や生物多様性の保全、水源林の保全や水草・外来動植物対策などで琵琶湖を守りつつ、林業の成長産業化や環境関連産業の振興、琵琶湖とのふれあい推進などで琵琶湖を活かし、また、これらを支える調査研究や環境学習などによって、琵琶湖を「守る」と「活かす」ことの好循環を創出することを掲げています。

また、SDGs やパリ協定を含めた国際的な潮流を踏まえ、平成 31 年 3 月、環境分野の最上位計画である「第五次滋賀県環境総合計画」を策定しました。総合計画における施策の方向性の柱の一つである「持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着」に「環境学習」や「環境とのつながり・関わり」といった分野を掲げ、さらに新たな柱として「国際的な協調と協力」を位置づけました。

気候変動への対応も柱の一つとしており、令和 2 年 1 月、県は令和 32 年（2050 年）までに県内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す“しが CO₂ ネットゼロ”ムーブメントを宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させました。さらに、循環型社会づくりでは、令和 2 年度、新たに「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」および「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定し、プラスチックをはじめとした容器包装廃棄物や食品ロスの一層の削減を推進しています。これら環境施策を推進し、持続可能な社会を実現するためには、県民一人ひとりの環境保全行動が必要不可欠です。

県政世論調査によると、「日頃、環境保全行動を行っているか」という設問に対し「行っている」と回答した人の割合は、平成 20 年度調査では 46.1%でしたが、平成 24 年度調査では 56.7%、第三次計画始期の平成 28 年度調査では 65.7%、直近の令和 2 年度調査（速報値）では 67.7%でした。この県民の高い環境意識を、持続可能な社会づくりに向けて次世代へしっかりとつないでいくためにも、ESD の視点を取り入れた環境学習のより一層の推進が求められています。

2. 環境学習をめぐる課題から求められるもの

持続可能な社会づくりに向けた環境学習を推進するために、現在の環境学習をめぐる課題から求められる事項について、環境学習に関わる各主体へのヒアリングで得られた意見をもとに、下記のように整理しました。

（１）原体験として自然に触れ、普段から自然と関わる

琵琶湖に代表される豊かな自然と、その自然を人々が守り育ててきた歴史を有する滋賀は、環境について学ぶための生きた教材の宝庫です。

自然の中で遊んだことなどの原体験は、「いのち」の大切さを知ることや自然を大切にする気持ちを育むことにつながることから、四季を通して普段から自然と関わるのが重要です。そのような経験の積み重ねが、自ら学ぶ探求心や環境の変化に気づく力を高めることにつながります。

一方で、自然の中で体験活動をする機会が減少し、原体験として自然に触れた経験が少ない親や教員、保育士らも増えていることから、大人と子どもが遊びや体験を通じて、自然に触れて学ぶ場や機会づくりが求められています。

（２）「地域学習」の中で、人と自然とのつながりに気づく

子どもたちの環境学習を推進する上で、学校での学びはもちろん大切ですが、地域から学ぶことで得られるものもたくさんあります。また、地域ならではの魅力や歴史など、地域の人だからこそ伝えられることもあり、学校と地域との連携・協働はますます重要となっています。

そこで、学校教育だけでなく、公民館やまちづくりセンター等でも取り組まれている地域に関する学習等（以下、「地域学習」という。）に着目します。

本県には、自然と共に暮らす独自の生活文化が色濃く残るなど優れた文化や伝統が、県内各地に息づいていることから、「地域学習」の中で身近な自然や環境を学習教材として積極的に生かしていくことが求められます。「地域学習」を環境学習の機会として意識することにより、人と人、人と地域、そして人と自然とのつながりに気づき、その学びを地域づくりや地域の抱える課題解決へと生かしていくことができます。

（３）課題同士のつながりに気づき、分野を越えて取り組む

環境課題は社会、経済、文化等のあらゆる分野と関わりがあります。効果的な環境学習を実施するためには、環境課題と食や農、産業、消費生活、健康など、暮らしを取り囲む様々な分野とのつながりを意識し、分野を越えて学習を進めていくことが大切ですが、そういった学習の実践が十分に定着しているとは言えません。

また、環境学習の指導者、県内各地で活動する多様な団体や人々、その活動、地域に残る自然や先人の知恵、行事などに関する様々な情報などがしっかりとつながることも必要です。

様々な分野や情報、人的資源を体系的につなぐためには、環境学習に関連する情報や人材が集まる拠点や、コーディネーターの存在・役割が重要であり、拠点機能のより一層の強化が求められます。

（４）人材が育つ環境を整え、活動を支える

持続可能な社会に向けて一人ひとりの問題意識や意欲を引き出し、主体的な学習や行動を支え、導いていくため、豊富な経験や熱意をもって活動を主導し、関わりのある人たちを結びつける人材（リーダー、活動者、ファシリテーターなどと呼ばれる）が重要な役割を果たします。

本県では、琵琶湖の保全のために市民が立ち上がった「せつけん運動」の歴史などによって醸成された県民の高い環境意識を背景に、環境に関わる市民活動や企業の取組などが活発に行われてきましたが、人材の高齢化や参加者の固定化といった課題があります。

持続可能な社会を支える若い人材の育成とともに、様々な経歴や経験を持つ人たちの中から環境学習のリーダー等に適した人材についての情報を把握することが求められます。さらに、そうした人材が、県内各地で継続的に活動できるよう、情報提供や場づくり等が求められます。

（５）世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあう

県内各地では多くの NPO による環境学習に関わる活動があり、また、企業や行政などによる様々な講座やイベントなどの学習メニューが提供されています。

さらに、国内あるいは海外に目を向けると、優れた環境学習の実践事例があるものの、それら情報が必ずしも十分に共有されていない側面があります。

県が過去から培ってきた琵琶湖の保全や環境学習の経験を、国内あるいは海外へ積極的に発信することに加えて、県外の事例を学ぶことで、県の取組をより一層高めることにつながることから、相互に情報共有し、学びあう「つながり」を築いていくことが求められます。

第3章 計画のめざすもの



1. 基本理念

この計画は、「滋賀県環境学習の推進に関する条例」に基づく計画として策定したものであり、条例に掲げられた6つの理念を、環境学習を進めるにあたっての基本理念とします。

環境学習の基本理念

- 1 すべての県民が協働と連携により取り組む
- 2 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める
- 3 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む
- 4 体験の重要性を認識する
- 5 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす
- 6 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ

(1) すべての県民が協働と連携により取り組む（条例第3条第1項）

持続可能な社会の実現のためには、すべての県民が、日常生活のあらゆる場面で少なからず環境に負荷を与えていることを認識し、一人ひとりがその生活様式を環境に配慮したものへ転換していくことが求められています。

特に本県は、中央に琵琶湖を抱え、私たちの価値観や営みの在り様が、湖に流入する河川や大気を通じて、最終的に琵琶湖の水質や生態系などに表出するという地域特性を有しています。このことは、すべての県民が環境学習に取り組み、環境保全行動につなげていくと、その成果が琵琶湖をはじめとする滋賀の自然環境に反映されるということを意味しています。

県民や事業者は、琵琶湖を自らの生活や産業活動を映し出すひとつの鏡として、必要な情報や知識を得たり問題解決能力を身につけたりするための環境学習に主体的に取り組み、行動に移し、協働と連携を図りながら持続可能な社会づくりをめざさなければなりません。

(2) 多様な要素を多角的にとらえ、体系的、総合的に進める（条例第3条第2項）

これからの環境学習は、持続可能な社会づくりをめざすものであり、そのためには、地球環境や自然保護の枠にとどまらず、歴史や文化、食糧、人口などの幅広い分野を対象とし、それらを相互に関連づけながら多角的にとらえる学習を、体系的・総合的に進めなければなりません。

(3) 生涯にわたって段階的・継続的に取り組む（条例第3条第3項）

環境学習は、就学年齢期だけでなく、幼児期から壮年期、高齢期までのあらゆる世代を通じて、学習の習熟段階に応じながら継続的に行われなければなりません。

（４） 体験の重要性を認識する（条例第３条第４項）

豊かな自然とのふれあいや体験活動により、生命の尊さや自然の不思議さを全身で感じ取る感性が磨かれたり、日常生活の様々な場面で暮らしと環境との関わりに気づかされたりするように、遊びや体験を通じた学びが重要であるということを認識して取り組まなければなりません。

（５） 日常の生活の場である地域に根ざし、地域の特徴を生かす（条例第３条第５項）

環境学習は、自分たちの地域を自分たちで良くしていこうという身近な取組から始めることが重要です。身近な自然や人々との関わりから環境課題を考え、地域の自然・伝統文化・歴史などの素材やそれらをよく知る人たちなどの資源を活用した、地域の特徴を生かし、地域に根ざした取組を進めなければなりません。

（６） 地球全体の環境への理解とその関わりについての意識を持つ（条例第３条第６項）

地域における今日の環境課題は、気候変動をはじめ地球全体の問題とも密接に関わっていることから、身近な生活の場や地域で取り組みながらも、その視野を地域や国の枠組みを越えた地球全体へと広げ、課題間の関わりやつながりを理解しようとする意識を持たなければなりません。

2. 基本目標

本計画の基本目標を次のように定めます。

地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、 「いのち」がつながる持続可能な社会づくり

自然や地域への誇りや愛着心は、私たちの地域を大切にする意欲や行動の軸となるものです。恵み豊かな琵琶湖をはじめ、すべての「いのち」の基盤である環境を守り、これからも私たちが、様々な「いのち」の恵みを享受して生きていくためには、身近な自然や地域を愛し、自ら行動できる人材を育成する必要があります。

この主体的な学びや行動の輪が広がり、人と人、人と地域、人と自然のつながりを深め、健全に多様な「いのち」が未来にもつながり、持続可能な社会づくりが進むことを、この計画の基本目標とします。

近年相次ぐ自然災害や令和２年の新型コロナウイルス感染症による社会への影響などから、改めて、私たちの暮らしや暮らしを支える地域、そして健康や「いのち」を守る大切さに気づかれます。こうした状況を踏まえて、多様な「いのち」のつながりを守り、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」が成り立つ社会の実現を力強く目指していくことが求められます。



1. 基本的な視点

第2章の現状と課題を踏まえ、本計画では、次の3つの事項を基本的な視点として整理します。

(1) 遊び、親しみ、「体験する」環境学習

- 県民一人ひとりが自分に合った方法で、四季を通して、琵琶湖をはじめ滋賀の豊かな自然の中で遊び、親しみ、地域の魅力に触れあうことをめざす。
- 湖や川、山といった自然の中だけでなく、日常生活の場や学校などの教育の場、職場や地域といった社会活動の場、そして日常生活と異なる文化や慣習に触れる場においても、体験に基づく学びを重視する。

(2) 分野を越えて、「つながる」環境学習

- 複雑に絡み合った環境課題の解決に向けて、分野を越えて、視野を広く持ち、社会が抱える多様な課題のつながりを考えて、学習や活動をつなげる。
- 滋賀という共通のフィールドで活躍する様々な主体が「つながり」を意識し、様々な分野で実践活動に取り組む活動者同士をつなぐ。

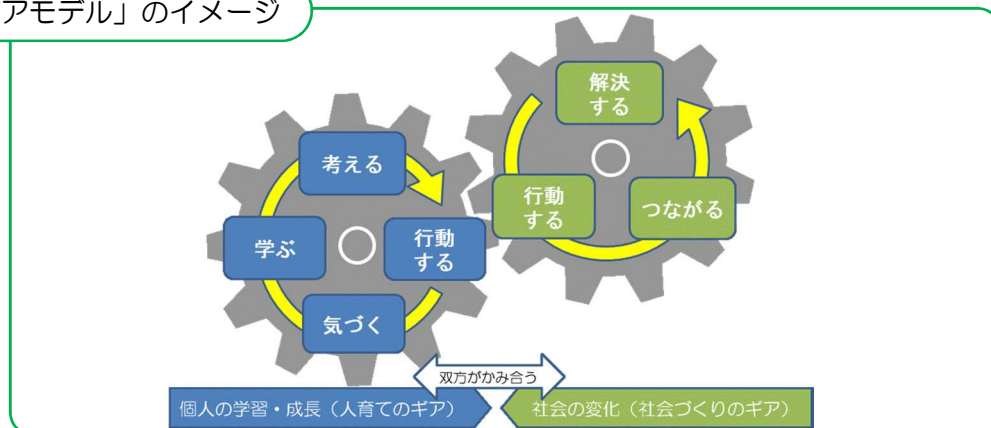
(3) 地球を視野に、「地域から取り組む」環境学習

- 気候変動への対応など地球全体に視野を広げながら自らの暮らしと環境課題とをしっかりとつなぎ、他人ごとではない「自分ごと」として捉え、身近な地域や家庭、学校等で自分に何ができるのかを考え、行動へと移していくことをめざす。
- 個人の行動に留めず、志を同じくした仲間や、問題意識を共有した人たちとともに地域での実践に広げ、地域の抱える様々な課題の解決につなげる。

2. 取組の方法

計画の基本目標である、環境学習による人材の育成を持続可能な社会づくりにつなげていくことのイメージを、「人育て」と「社会づくり」との双方が歯車（ギア）のようにかみ合って回転する「ギアモデル」として表しています。

「ギアモデル」のイメージ



「ギアモデル」に示されるように、「人育て」のギアにおいては、「気づく」から「学ぶ」「考える」「行動する」に向けたサイクルが円滑に進む（ギアが回る）とともに、行動がさらなる気づきや学びへとつながることが求められます（ギアが回り続ける）。また、サイクルの始点は常に「気づく」である必要はなく、学びや行動が気づきを生むこともよくあることです。自然の中で楽しく遊んだ体験や「うみのこ」などの学習活動から得た感動、「びわ湖の日」の清掃活動への参加、自らの体験や学習活動の発信、琵琶湖と共生する滋賀独自の暮らしの中など、新たな気づきを得る機会は広く存在しています。

また、「社会づくり」のギアにおいては、「行動する」「つながる」「解決する」のサイクルが円滑に回る必要があります。人々の行動は、志を同じくする者たちがつながることで、課題解決に向けた大きな力となります。時に「社会づくり」のギアは大きく、重いものであるかもしれませんが、その周囲にある多くの「人育て」のギアが回転することで、大きく重い「社会づくり」のギアも徐々に回転を始めることでしょう。

さらには、かみ合ったギアが相互に影響をもたらすように、「社会づくり」が進むことで、逆にその周囲での「人育て」が進むことも考えられます。人々の行動がつながり、社会が変わっていく在り様そのものが、人々に気づきや学び、行動の機会を与えていくからです。

複雑かつ多様な環境課題の解決に向けては、このギアを回し続けることが必要であり、そして様々な課題が解決に向けて動き出すことが、持続可能な社会の実現へとつながっていくものと考えます。

なお、「ギアモデル」では、「人育て」と「社会づくり」のギアがぶれることのないように、中心にギアを支えるための軸が必要です。この軸とは、私たちの地域への愛着や地域に貢献しようとする“近江の心”と言えるでしょう。“近江の心”とは、それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人たちの心であり、琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心は、自然の中での遊びや体験などによりさらに強くなっていくものです。

この計画では、「人育て」と「社会づくり」の双方のギアが円滑に回ることで、双方のギアがしっかりとかみ合うことに留意しながら、環境学習を推進していきます。

3. 各主体に求められる展開方向

本計画の目標の達成に向けて、県民やNPO・地域団体、学校、事業者、行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、主体的に持続可能な社会の実現に向けた環境学習に取り組むことを期待します。

また、県は、これらの各主体と協働して環境学習を推進するとともに、各主体が協力・連携のもとに展開する関連活動を支援していきます。

(1) 県民（個人・家庭）

自然の中での体験は、自然を大切にする気持ちを育み、自ら学ぶ探求心や環境の変化に気づく力を高めることにつながることから、四季を通して普段から自然と関わるのが大切です。

また、環境に関わる様々な課題は、その多くが一人ひとりの暮らしと密接につながっており、私たちがそのライフスタイルを見直していくことが、課題の解決に向けての第一歩となります。県民一人ひとりが、食事や移動、買物、水や電気の使用、ごみ捨てなどの日常生活において、自らの生活と環境とのつながりを意識し、環境に配慮した行動をとることが求められます。

求められる活動の例

- 遊びや体験を通じて、湖や川、山などの自然と普段から触れあう。
- 地域の食材を選んで食べる、木でできた製品を使うなど、暮らしの中で自然の恵みを感じる。また、暮らしと環境とのつながりについて家庭で話しあう。
- 自らが暮らす地域の現状や課題、特徴を知り、地域の特徴を生かした環境学習に主体的に取り組む。
- 地域での環境学習や環境保全活動に積極的に参加するとともに、そこで学んだ知識や技術を、家庭や地域での環境学習や環境保全活動に生かす。
- 学習で得た気づきや学びを日常生活に反映させ、行動に移す。

【コラム】毎日の食卓から環境を考えよう

食べ残しや、賞味・消費期限切れによる廃棄などにより発生する「食品ロス（食べられるのに捨てられる食品）」の約半分が家庭から排出されています。生ごみのうち3割から4割程度が食品ロスと言われていることから、ごみ排出量の削減にむけ、この食品ロスを減らすことが大切です。

食品ロスは、「食の出口」の話ですが、逆に「食の入り口」、食材の生産や供給などについても、環境学習の教材となるものが多く存在します。

季節の野菜、旬の食材を食べることは、最も美味しい食べ方であることはもちろん、保存やハウス栽培などのためのエネルギーが不要な、環境負荷のより低い食べ方にもなります。県が推進する「環境こだわり農業」は、化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らすことなどにより環境への負荷を削減する効果があり、また、「おいしが うれしが」キャンペーンによる「地産地消」の推進は、輸送距離が短く鮮度が保持されやすいため、食品ロスの発生抑制につながります。また、食材の流通・輸送に伴う環境負荷（フードマイレージ）を削減する効果もあります。

毎日の暮らしの中にある「食」の背後には環境に関する様々な課題が隠れており、環境にやさしい「食」を意識し実践することが、ひいては環境を守ることにつながります。

(2) NPO・地域団体等

県内では、自治会や子ども会、老人会、こどもエコクラブ、スポーツ少年団、土地改良区や森林組合といった農林水産業関係団体など、様々な地域団体やNPOが、多彩な環境保全活動を各地で展開しています。自分たちの住む地域をよく知り、自分たちで環境課題の改善や解決を図る取組は、まちづくりを進める上でも大変重要なものです。これらの団体がそれぞれの活動をより一層活発化させるとともに、団体間のみならず学校や事業者、行政などと連携することで、地域の特性を生かした様々な環境学習の取組を展開することが期待されます。

求められる活動の例

- それぞれの団体の活動に、環境と暮らしとのつながりを考える視点を取り込む。
- 環境学習の視点から、人材の育成や活躍の場づくり、地域資源の活用を行う。
- それぞれの団体の活動を通じて、環境課題に関する気づきや学び、行動へと移す機会を県民に提供する。
- 活動の推進にあたって、他のNPO・地域団体や、学校、事業者、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

【コラム】身近な自然や環境を教材として活用しよう

地域と学校等との連携を深め、身近な自然や環境を学習教材として活用することが重要です。ここでは、県内各地で実践されている「ふるさと絵屏風」の事例を紹介します。

「ふるさと絵屏風」とは、集落や地域を対象として、そこに生きる一人ひとりの心に息づく思い出を集めて描く、ものがたり絵図のことです。

「ふるさと絵屏風」を身近な自然や環境を学習する教材として活用することで、その学びを地域づくりや地域の抱える課題解決へと生かしていくことができます。さらに、自分たちの地域を知ることは、地域への誇りや愛着心を育てることにもつながります。

例えば、甲賀市の山内地域では、地元の学校における「ふるさと学習」の中で、地域の方が「ふるさと絵屏風」を用いて出前講座を行い、子どもたちが昔の川の様子や水辺の暮らしを学ぶなどの取組が行われています。この取組は、地域の高齢の方にとっても、地域の子もたちとのふれあいや社会で活躍する機会になっています。



土山町山内ふるさと絵屏風

(3) 学校等

学校などには、地域の資源（人材、歴史、生活文化、自然環境など）を積極的に活用し、様々な主体と連携することによって、子どもたちにより多くの体験の場や機会を提供するとともに、子どもたちの主体性を育成する環境学習プログラムを開発して、幼児教育から高等教育までの発達段階に応じた、系統性や連続性を重視した教育を進めることが求められます。

特に、幼児期に遊びなどを通じて原体験として自然に触れられるように、幼稚園、保育所等においてより多くの自然体験活動の機会を提供することが求められます。

求められる活動の例

- 幼稚園、保育所等において、自然の中で体験活動をする機会を提供する。
- 環境課題と日常生活との関わりの理解、総合的かつ体験を重視した教育を通して、子どもたちの問題解決能力を育成する。
- 身近な環境と、地球温暖化や資源問題など地球規模の環境問題とのつながりについて理解できるよう、子どもたちの視野を広げていく。
- 複数の教科等に関連した多角的な学習を通して、様々な観点から地域課題や地球規模の環境とそれが直面する問題について、子どもたちが深く考えられる機会を作る。
- 身近な地域の環境やその課題を取り上げることによって、子どもたちが卒業後も地域での学びを継続し、地域の課題解決に貢献できるよう工夫する。
- 学年に応じた体系的な学びの中で、子どもたちに考える力、行動する力が身につくよう工夫するとともに、異なる学年間の学びの「つながり」を意識する。
- 小学校における「うみのこ」、「やまのこ」、「たんぼのこ」それぞれの事前・事後学習を充実させ、体系的な学びとなるよう工夫する。
- 体験や研修、講座などを通して、環境学習に関する指導者としての教員の資質向上を図る。
- 環境学習の推進にあたって、他の学校や NPO・地域団体、事業者、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

【コラム】学校の特色を生かしながら、学校全体で取り組もう

学校の特色を生かしながら、教科等を越えて必要な学習内容を組み合わせ、また、地域の人材や資源等も活用しながら、質の高い授業をつくっていきけるよう、カリキュラム・マネジメントが求められています。

例えば、守山市立守山中学校では、省エネ設計の校舎を生かしつつ、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターが総合的な学習の時間を担当して、学年ごとに独自のプログラムが実施されました。また、各教科や特別活動、道徳教育などの様々な時間において、地球温暖化、エネルギー、ごみ問題、自然と生き物など環境学習の視点をもった授業が体系的に展開され、生徒の学びの成果を発表する機会を設けることで意識や行動の定着を図っています。

また、エコ・スクール認定校の東近江市立能登川南小学校では、周辺の豊かな自然環境を生かして、地域の方の協力を得ながら、里山「猪子山」での全校活動や地域の川「山路川」での水環境学習などが展開されています。県内のエコ・スクール認定校では ESD の視点を取り入れ、地域の協力を得ながら、児童生徒が主体的に、かつ、学校全体で環境学習に取り組まれています。

(4) 事業者

事業者には、地域住民向けの環境講座の開催や環境活動への支援、施設の開放、地域の学校への講師派遣などを通じて、地域や学校などと連携した環境学習の取組を CSR 活動の中に組み込んでいくこととともに、環境配慮型の製品の生産や販売などに努めるなど、環境に配慮した生活様式の構築につながる取組を進め、あわせてこれらの取組を含めた環境情報を消費者に積極的に発信していくことが求められます。

求められる活動の例

- 経営理念に環境に配慮した経営を盛り込み、組織全体で環境に配慮した事業活動を展開するとともに、雇用者やその家族に対する環境学習を計画的・体系的に実施する。
- 環境に配慮したライフスタイルの提示につながる新製品・技術や、本県の地域特性を生かし環境と健康、福祉、観光などと結びつけた新事業の創出に努める。
- 環境保全に関して、事業活動に伴って得た経験や工夫などを、環境学習に活用できる形にまとめて積極的に一般に公開、提供する。
- 環境学習の推進にあたって、他の事業者や NP0・地域団体、学校、行政、地域の環境学習拠点といった主体と協力・連携し、情報交換を図る。

【コラム】各事業者の特性を生かして環境学習につなげよう

滋賀の豊かな自然環境を守ろうと、事業者が中心となって、地域団体や学校との協働取組が県内各地で行われています。

例えば、滋賀県には 100 種類のトンボが生息していることから、県内企業からなる「生物多様性びわ湖ネットワーク」は、自社敷地内でのトンボの保全、トンボ全種の確認調査、調査成果の発表などの活動を通じて、少なくなったトンボの保全と啓発に努めています。

また、湖南地域の企業を中心に異業種 18 社で組織された「湖南企業いきもの応援団」では、各企業の特性を生かした業務・活動の一環として、地域の「狼川」をフィールドとした生物・環境調査を行っており、小学校や自治会などを通じて地域をつなぐ活動を展開されています。

このように多くの事業者が、CSR 活動や SDGs 達成などを意識しつつ、生物多様性の保全や環境学習の推進に取り組まれています。



生物多様性びわ湖ネットワーク
トンボ 100 大作戦（滋賀のトンボを救え！）



湖南企業いきもの応援団
（生物調査地点で小学生に出前講座）

(5) 行政

行政には、地域における各主体の自主性を尊重しつつ、人材の育成や活躍の場づくり、環境学習プログラムの開発、学習の場や機会づくり、関連情報の提供、各主体の連携・協力のしくみづくり、活動に関する気運の醸成などに取り組むとともに、各主体の関連する活動に必要な支援を行うことが求められます。また、地域における事業所のひとつとしても、環境学習に率先して取り組むことが求められます。

求められる活動の例

- 森・川・里・湖が織りなす滋賀の豊かな自然に関わる体験活動などの取組を効果的に情報発信し、県民等による環境への関わりを促進する。
- 環境学習を効果的に推進するための機能の充実に努め、地域の特色を生かした環境学習に関する施策の展開を図る。
- 各行政分野において、環境学習に関連する取組を長期的な視点で継続的に展開する。
- 多様な部局にまたがる環境学習関連事業の連携を図り、体系化して、人材育成や社会づくりへの効果を意識しながら総合的に事業を推進する。
- 環境学習関連施策を効果的に展開するため、国、県そして市町が適切な役割分担のもとで相互に情報交換・協力・連携を図る。
- 地域で活動する団体や学校、事業者などとの連携に努め、活動の支援を行うとともに、環境学習を担う各主体間の連携づくりを図る。
- 環境学習に関する人と情報が集まり、地域で活動する個人や団体、学校、事業者などの出会いやつながりを産み出す拠点機能の強化に努める。

【参考】環境学習をはじめとする琵琶湖での取組を世界へ発信

琵琶湖は日本最大の湖であることは言うまでもありませんが、400 万年を超える歴史を有する、世界でも有数の古代湖のひとつです。

世界の湖沼が直面する課題に向けた取組の議論の場として開催される「世界湖沼会議」は、本県の提唱により始まった国際会議で、初回の会議は昭和 59 年(1984 年)に大津市で開催されました。現在も(公財)国際湖沼環境委員会(ILEC)等により、およそ 2 年毎に世界各地で開催されており、琵琶湖での取組を世界に発信しています。また、世界湖沼会議などの国際的な交流の場に、滋賀県から子どもたちが「ラムサールびわっこ大使」として参加し、活動発表などが行われています。

この他、中国(湖南省)、米国(ミシガン州)、ブラジル(リオ・グランデ・ド・スール州)といった姉妹友好都市とも湖沼保全分野において協力を進めています。

このように私たちの琵琶湖は、世界の水問題の解決をリードする役割も担っています。地域の自然環境を学び、守ることが、世界的な宝について学び、守ることにつながっています。



第 17 回世界湖沼会議(茨城)
ラムサールびわっこ大使の発表の様子

4. 県の施策の展開方向

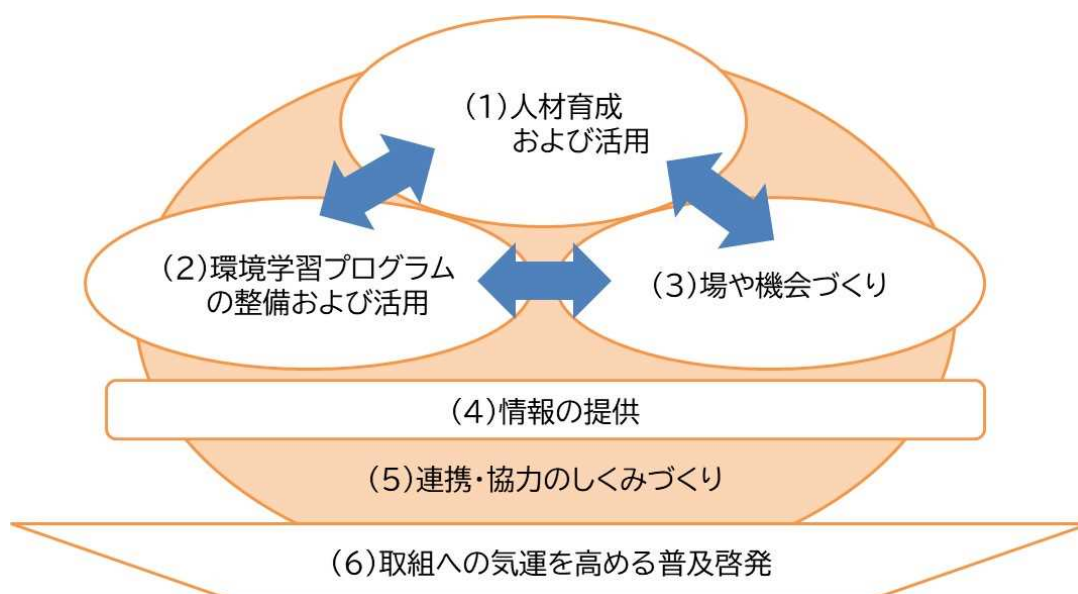
本章では、環境学習推進のための6つの施策の柱を掲げ、それぞれの柱について、基本的な視点に基づく施策の展開方向を例示するとともに、「ギアモデル」(P.10)の中の、特にどのステップへの効果を意識した施策なのかを記します。

持続可能な社会づくりに向けて、県はこれらの施策を体系的・総合的に推進します。

県の施策の体系(6つの柱)

- (1) 人材育成および活用
- (2) 環境学習プログラムの整備および活用
- (3) 場や機会づくり
- (4) 情報の提供
- (5) 連携・協力のしくみづくり
- (6) 取組への気運を高める普及啓発

施策の体系の関連イメージ



	「ギアモデル」との関連	
	人育て	
		社会づくり

(1) 人材育成および活用

地域で環境学習に取り組む NPO や、教員・行政職員等を対象として、環境学習の企画・実施の能力を高める人材育成を行います。また、経験豊かな地域の人材に環境学習へと協力いただける場づくりを進めます。



写真：教員研修（総合教育センター）

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 環境保全活動に関わっている人や企業の人材、地域の伝統的な暮らしと環境の関わりを伝える語り部などの人材の把握	○	○				
● 地域の抱える課題解決へとつながる環境学習の推進を地域で担うことができるリーダーの育成や、能力を活かせる活躍の場づくり	○	○	○	○		
● 自然とふれあう体験を取り入れた、幼児期の環境学習を進めるための保育士・教諭などの指導者の養成	○	○	○	○		
● 教員自らが環境問題に関心を持ち、知識の習得に努めるとともに、体験的な環境教育を実践できる能力を身につけるための研修の充実	○	○	○	○		
● あらゆる行政分野において環境への配慮の視点が求められる行政職員に対する研修の充実	○	○	○	○	○	○

(2) 環境学習プログラムの整備および活用

環境学習の充実や広がりのため、環境学習を企画する際に参考にできる環境学習プログラムの整備と活用を進めます。



写真：びわ湖フローティングスクール

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 公民館、NPO・地域団体、学校、事業者、行政が行っている環境学習プログラムや「地域学習」の事例の把握・収集		○	○			
● 自然環境やごみ問題、エネルギー問題に加え、消費生活や食、歴史文化など、持続可能な社会の構築に関連するあらゆる分野を対象とする環境学習プログラムや教材の整備	○	○	○			
● 県内外の環境学習プログラムの収集・整理と、環境学習の実施主体への情報提供		○	○	○	○	

(3) 場や機会づくり

県民が、自らの暮らしと環境との関わりや身の回りの自然環境について気軽に話し合ったり、行動に移したりするために、身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。



写真：下物ビオトープ

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体の支援および情報発信の充実	○	○				
● 暮らしに身近な、消費行動や食を通じた環境学習の推進	○	○	○	○		
● 幅広い対象者に応じた環境講座や学習会、講演会やシンポジウム、エコツーリズムなど、情報の発信や関心のある県民や県外からの来訪者等が交流できる場や機会づくりの充実	○	○	○	○	○	
● 国際的な視野の醸成につながる環境学習・活動に関する情報の発信や関心のある県民が交流できる場づくりや機会づくりの充実	○	○	○	○	○	
● 農山村地域の田畑や川、里山、森林などの環境学習の場としての再認識および活用の推進	○	○	○	○	○	○
● インターネットを活用したリモート環境での環境学習の推進	○	○	○	○	○	
● 自然環境の魅力だけではなく、厳しさや怖さについても学び、防災・減災につなげる環境情報の提供	○	○	○	○	○	○
● 環境学習の場となっている既存施設間の連携強化による、場としての機能の向上					○	○
● 学校教育における、教科等を越えて必要な学習を組み合わせるカリキュラム・マネジメントによる環境学習の推進	○	○	○	○	○	
● 公民館などの社会教育施設や、国、県、市町あるいは事業者の環境に関する施設における環境学習の推進支援	○	○	○	○		

(4) 情報の提供

県民が必要とする情報を手に入りやすく、かつ分かりやすい形で提供していくために、環境学習に関する情報を一元的に管理し、効果的な情報提供に努めます。



写真：琵琶湖博物館

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する

● 地域で環境学習の指導を行っている人材や、環境カウンセラーや自然観察指導員、環境学習支援士、地球温暖化防止活動推進員など、専門的な学習や経験を積み、登録制度などに基づいて認定された指導者に関する情報の提供		○	○	○	○	○
● 収集・開発した環境学習プログラムや環境学習事例に関する情報の提供		○	○	○	○	
● 環境学習を実施することができる施設やフィールド、体験活動の機会、講座・学習会・研修会などの学習機会に関する情報の提供		○	○	○	○	
● 環境の現状に関する観測・調査データなどの環境に関する基礎的情報や、関連する教材、機材、現場で使用する道具の貸出し、保険制度など、学習活動をサポートする情報の提供		○	○	○	○	○
● 環境に配慮した生活（エコライフ）の実践に関する情報や地域の環境保全活動に関する情報などの、環境学習を行動に結びつけていくための情報の提供	○	○	○	○		
● 国や自治体、公的団体、企業等が提供する補助金や助成、融資制度など、環境学習の推進に係る資金情報の提供				○	○	○
● 環境学習情報 Web サイトの普及・利用促進と環境学習の推進に資する運営の継続		○	○	○	○	

(5)連携・協力のしくみづくり

地域の特性を生かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るために、地域で環境学習を担う各主体の交流や連携のためのしくみづくりを進めます。



写真：びわコミ会議

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 環境学習を実施する施設や団体、環境学習に関する情報を有する施設などの、関連する施設や団体間の情報交換や交流の機会づくりなどによるネットワーク化の推進					○	○
● 公民館や環境学習施設などへの情報提供などによる地域拠点機能の強化	○	○	○	○	○	
● 教育委員会や市町との連携による環境学習の推進	○	○	○	○	○	○
● 事業者の CSR 活動等との連携による環境学習の推進	○	○	○	○	○	○
● 学校と地域との連携による環境学習推進のためのしくみづくり	○	○	○	○	○	○
● 国際的な交流機会での情報交換や環境学習に関する協力					○	○

(6) 取組への気運を高める普及啓発

環境学習・環境保全活動への関心や参加意欲を高めるため、環境問題を分かりやすく伝える工夫や、気軽に楽しく取り組める身近な活動事例や体験イベントなどの発信による普及啓発を行います。



写真：琵琶湖の価値発信イベント

	気づく	学ぶ	考える	行動する	つながる	解決する
● 多くの人の情報源である身近なメディアや広報紙、電子媒体などの活用	○	○	○			
● 啓発冊子などの内容の充実	○	○	○			
● イベントなどの機会を通じた啓発の充実	○	○	○	○	○	
● 環境学習や実践活動の取組や成果の発表機会の充実	○	○	○	○	○	
● 市町や学校、事業所等との連携による、当計画の普及啓発	○	○	○	○	○	
● ESD for 2030 や政府行動計画など、世界や国の動きに関する発信		○	○			

県は、6つの柱に体系づけられたそれぞれの施策を関連させながら、県民、NPO・地域団体、学校、事業者、市町・国などの主体との連携・協働により、環境学習の推進に努めていきます。

【参考】フローティングスクールの事前学習にも活用 省エネを中心に SDGs に結びつく学習教材を開発

滋賀県地球温暖化防止活動推進センターが令和2年2月に発行した「地球温暖化防止のための環境学習教材集 No.2」では、フローティングスクールの事前学習をはじめ、幼児向けイベントから職場研修まで様々な場面を想定し、省エネを中心に SDGs にも結び付くような地球温暖化防止のためのプログラムが紹介されています。

また、同センターでは出前講座を通じて、気候変動から、琵琶湖の生き物、地球環境により消費など多様なプログラムが学校や地域等で行われています。

SDGs 達成のためには気候変動への対策をはじめとする各分野のつながりに気づき、行動にうつす必要があることを、分かりやすく伝える工夫がなされています。



地球温暖化防止のための
環境学習教材集 No. 2

第5章 重点的な取組



1. 重点的に取り組む課題と課題同士のつながり

人々の主体的な行動による持続可能な社会づくりの実現に向けて、県は次の課題を重点的に取り組むこととし、これら課題同士のつながりを意識して、環境学習の推進に取り組みます。

(1) 重点的に取り組む課題

①「暮らしと琵琶湖のつながり再生」についての学習推進

日本最大の湖・琵琶湖は滋賀県のシンボルであり、滋賀の環境のシンボルであるとともに、近畿 1,450 万人の命を支える湖です。平成 27 年に成立した「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」においては、私たちが守ってきた琵琶湖は「国民的資産」とされ、その価値が国の法律においても認められました。

また、琵琶湖の水質や生態系の保全に寄与しながら、日々の糧を地域に届けてきた農林水産業の営みや取組、環境保全に向けた現代の努力が、「琵琶湖システム」として「日本農業遺産」に認められ、同時に「世界農業遺産」の候補としても認められました。

琵琶湖は県のほぼ全域を集水域とするため、そこで暮らす私たちの生活は、琵琶湖の環境に大きな影響を与えます。しかし、湖と暮らしの間のつながりが見えにくくなり、湖が人々の意識から「遠く」なってしまった昨今、とすると暮らしが琵琶湖に与えている様々な影響に、気づくことが難しくなっています。

琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承するため、暮らしと琵琶湖のつながりを再生し、人々と琵琶湖とが共生するための環境学習を推進します。



写真：沖島での地引網漁体験の様子

②「脱炭素社会づくり」についての学習推進

近年全国各地で、大雨による河川の増水や山崩れなどの被害が頻発しています。これらの被害の原因となっているゲリラ豪雨の増加や台風の大型化には、温室効果ガスの増加による地球温暖化の影響が指摘されています。その他にも、地球温暖化が進展することで、海面の上昇、干ばつ地域の拡大や食糧危機といった様々な影響があるとされています。

IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）が平成 30 年に発表した報告書では、パリ協定の目標である産業革命以降の世界の平均気温の上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃未満に抑える必要性が指摘されました。このためには、人為的な二酸化炭素排出量を令和 32 年（2050 年）前後に実質ゼロにする必要があります。

気候の変動は、その原因が非常に広い範囲に及ぶ問題ですが、自分たちの身近な暮らしや産業活動もその一因となっていることを理解し、自らの主体的な行動により化石燃料に依存した社会構造そのものを転換していくことが、社会の構成員全てに求められています。



写真：滋賀県地球温暖化防止活動推進員による講座の様子

令和 32 年（2050 年）までに滋賀県内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す“しが CO₂ ネットゼロ”ムーブメントを踏まえ、県民一人ひとりが気候変動への対策を「自分ごと」として捉え、主体的に自らのライフスタイルを見直すことによって、脱炭素社会を実現するための環境学習を推進します。

③「生物多様性の保全」についての学習推進

生物多様性とは、「生きもののにぎわい」とも言われ、いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉です。400 万年の歴史を有する世界有数の古代湖・琵琶湖には、琵琶湖にしか存在しない「固有種」が 60 種以上生息しています。また県域全体では 10,000 種を超える生物が記録されるなど、豊かな自然に恵まれた滋賀は生物多様性の宝庫と言える地です。この自然の中で、燃料となる薪炭や肥料となる落ち葉などを採取してきた人々の営みもまた、豊かな里山の生物多様性の維持に役立ってきました。

しかしながら、自然と共に生きる生活様式の変化や、侵略的外来種の侵入・定着、ニホンジカ、イノシシなどの野生鳥獣の生息数の増加、分布域の拡大による農林水産業、生態系等への被害などにより、滋賀の生物多様性には危機が迫っています。



写真：ラムサールびわこ大使が
エリ漁で獲れた湖魚を観察する様子

生物多様性が直面する危機を分かりやすく示し、「いのち」のつながりについての県民の理解を深めるとともに、生物多様性に配慮した行動を促進することで、自然本来の力を生かし、滋賀の生物多様性を次世代へと引き継いでいくことのできる、生きものと人が共存し、自然の恵みを受けた多様な文化が活きる社会を実現するための環境学習を推進します。

④「循環型社会づくり」についての学習推進

大量生産・大量消費型の社会経済活動は、私たちに便利で快適な生活をもたらした一方で、それに伴う資源の浪費や大量の廃棄物の排出、散在性ごみなどの問題が、環境に負荷を与え続けています。

特に近年、ポイ捨てなどにより回収されずに河川などを通じて海や湖に流れ込むプラスチックごみが世界的に問題となっています。

これらプラスチックごみや食品ロスを含む廃棄物の発生抑制（リデュース）や、再使用（リユース）の取組を強化するとともに、廃棄物を資源として活用するリサイクルを推進することで、限りある資源が循環して有効に利用される「循環型社会」を形成する必要がありますが、そのためには一人ひとりが自分たちのライフスタイルを見直すことが不可欠です。

廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、主体的な行動と連携・協働により、循環型社会へと社会構造の転換をすすめることのできる人育てにより、循環型社会を実現するための環境学習を推進します。



令和 2 年度ごみ減量化と環境美化に関するポスター
(最優秀賞作品)

⑤「多面的な機能をもつ森林づくり」についての学習推進

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖や淀川流域の重要な水源であるとともに、土砂の流出防止、生物多様性の保全、木材の産出、二酸化炭素の吸収などの働きがあり、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。しかし、社会やライフスタイルの変化によって、木材などの森林資源が利用されなくなり、手入れの行き届かない森林が見られるようになりました。このまま放置すれば、森林の持つ様々な機能が損なわれ、私たちの暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念されます。

森林環境学習「やまのこ」の取組や、木に親しみ、木への関心と愛着を育み、木の利用の意義を学ぶ「木育」を積極的に進め、森林と私たちの関係や森林の価値を理解し行動できる人育てにより、多面的な機能をもつ森林づくりがされる社会の実現に向けた環境学習を推進します。



森林環境学習「やまのこ」の様子

（２）課題をつなぐ

持続可能な開発目標（SDGs）の特徴には、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すことなどがあります。このことから、持続可能な社会づくりのためには視野を広く持ち、分野を越えて課題のつながりを考える学習が必要です。

例えば、森林の様々な働きを詳しく見ていくと、森林の分野が複数の分野と密接に関わっていることに気づくことができます。

琵琶湖の周りには、多くの山々の森林に囲まれています。森林の土壌は雨水を吸収して一時的に蓄え、洪水や渇水を緩和するとともに、水質を浄化する働きがあり、「琵琶湖の水源地」と言われています。

また、森林には、樹木が光合成の際に二酸化炭素を吸収し、炭素を幹や根に貯蔵する働きがあり、その樹木を木材として利用することで炭素の固定化に貢献できます。そして、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの一つとして木質バイオマス（木質ペレットや薪など）を燃料として利用することも、地球温暖化の緩和につながります。

その他、森林はその場所の気候や地形などに応じて、多様な生き物のすみかとなり、生物多様性の保全にも寄与しています。

さらに、私たちの暮らしの中で、間伐材などの森林資源の利用が進むことは、プラスチック製品への依存を減らし、ごみ問題の解決にもつながります。

それぞれの分野がつながっている例として、次は、気候の変動について考えてみます。

琵琶湖では毎年冬に、酸素を多く含んだ琵琶湖表面の水が沈み込み、湖底の水と混ざりあう「全層循環」という現象が起こります。この全層循環が、暖冬等の影響により、平成30年度に観測以来はじめて、北湖の一部で確認できませんでした。さらに翌年の令和元年度も2年連続で確認できなかったことから、湖底の溶存酸素が長期間低下した状態が続き、琵琶湖の水質や湖底の生き物への影響が懸念されています。

このように、気候変動の影響は、琵琶湖のみならず、広く自然界において、生物多様性の損失や生態系サービスの低下につながる可能性があります。

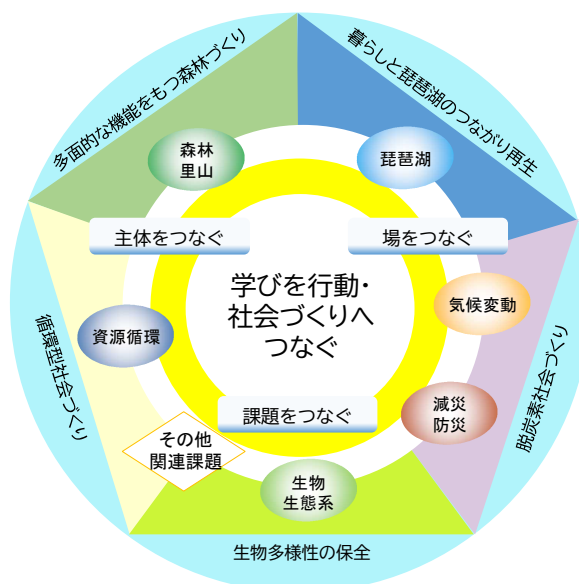
また、気候変動は、巨大な台風の発生や局地的な豪雨などにより自然災害のリスクを増幅させることが懸念されています。洪水などから自分の命を守るためには、身近な地域の環境や地理的状况を知ることが重要であり、防災・減災の視点からの環境学習も重要です。

気候変動への対策として、二酸化炭素排出量実質ゼロの取組には、節電や再生可能エネルギーの導入のみならず、プラスチックごみの削減や地産地消の取組、食品ロスの削減も含まれます。

このように環境課題が複雑で、その対応策も多様であることから、持続可能な社会づくりに向けては、それぞれ重点的に取り組む課題を軸としながらも、課題と課題とのつながりに意識しながら、環境学習を推進します。

重点課題をつなぐ学習の推進	ギアモデルのステップ	学習の推進に向けた県の施策の方針
	気づく	各課題における学習の推進とともに、課題同士のつながり、また日々の暮らしとのつながりに気づくための広報や啓発を実施します。
	学ぶ	幼児期から高齢期までライフステージに応じた環境学習の推進により、体系的な学びの機会を提供します。
	考える	一人ひとりが気づき、学んだ内容について、更に深め、意識向上と実際の行動につなげることができる助言や情報提供を行います。
	行動する	学び考えたことを具体的な行動に移すことができる行事やイベントなどを実施します。また、県民、NPO・団体、学校、事業者などの取組を支援します。
	つながる	環境学習センターや滋賀県地球温暖化防止活動推進センター、生物多様性保全活動支援センターなどにより、県民、NPO・団体、学校、事業者等の多様な主体がつながる場を設け、相互の交流促進を支援します。また、情報提供や相談対応などを通じ、課題解決に向けたマッチングを行います。
	解決する	【求められる社会づくり】 分野を越えた様々な取組や地域の資源が環境学習に関わる多様な主体とつながり、人育てが進むことによって、持続可能な社会をつくります。

重点課題をつなぐ学習の推進のイメージ



2. 環境学習の推進に向けた「つながり」の強化

環境学習に関わる様々な主体の連携を促進し、つながりを広げることで環境学習の更なる推進を図るため、県は次の「つながり」づくりについて重点的に取り組みます。

①拠点となる人、団体、施設などの「つながり」強化

県内では、多様な環境学習活動が活発に展開されています。

県内各地域においては、多くの経験と、それに伴う人脈や情報を有し、それにより、いわば各地域で活動の中心として活躍している人や団体、施設などが多数存在します。また、様々な環境学習の分野においても、その分野の中心的な存在として活躍する人や団体、施設などがあります。

環境学習の推進支援を目的とする環境学習センターが、これらの人や団体、施設をその地域や分野における「拠点」と捉え、それぞれとの連携・協力体制を確立するとともに、これらの人や団体、施設間の「つながり」を積極的に創出することで、分野を越えて環境学習を推進するための連携や協力関係を、県内全域に構築していきます。

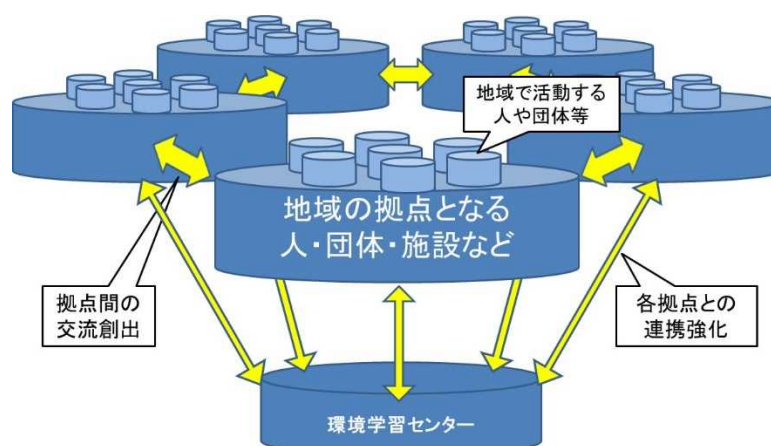


環境学習活動者交流会の様子

県が取り組む施策の例

- 各地域、各分野において活動の中心として活躍している人や団体、施設などについての情報収集や、活動事例の紹介に努めます。
- これらの人や団体、施設との連携を強化するとともに、その地域やその分野における環境学習の拠点としての活動がいつそう進むよう、下記の情報提供やその活用に向けたサポートに努めます。
 - ・ 指導者やボランティアなど、人にかかる情報
 - ・ 学習教材や機材、観察道具などにかかる情報
 - ・ 国や各種団体、企業等による助成制度等の情報
 - ・ 国、県、市町の環境学習関連事業に関する情報
- これらの人や団体、施設などの間に、相互の交流を生む交流の機会を提供します。

【「つながり」強化のイメージ】



②学校や幼児教育の場と、地域との「つながり」強化

好奇心や思考力の芽生えを培う幼児期に、保育や幼児教育の現場において四季を通じて自然の中で遊び、自然と親しむことは、他者への優しさや思いやりの気持ちを育む上でとても大切な経験です。

また就学期以降も、滋賀の豊かな自然を生かした体験型の環境学習を進めることは、地域の自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身につけることへとつながるため、小学校における「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」事業など、本県では地域の特性を生かした独自の自然体験学習が展開されています。

保育や教育の現場における環境学習の実施にあたっては、地域独自の資源や、それを守るための人々の活動を、地域ならではのいわば「生きた教材」として活用することを推進します。そのことが地域の自然への理解を深め、主体的にそれを守り育てることのできる人育てや、地域への誇り・愛着の醸成にもつながるとともに、保護者や地域の方に対する学習機会の提供という点や、卒業後も地域の抱える課題の解決に学びを生かしていくことができるため、継続性の点からも価値があります。

県内の保育所、幼稚園や小中高校、大学などにおいて、地域の力が生かされることにより、滋賀の豊かな地域資源を生かした、体験を通じた環境学習が進むことを目指し、これらの学びの場と地域とのつながりを強化する施策を展開します。

県が取り組む施策の例

- 環境学習を推進する環境学習センターと、地域と学校を結ぶしが学校支援センターや、学校と地域を結ぶ各校の地域連携担当者との連携を進めます。
- しが学校支援センターにより、専門的な知識や技能を持つ地域の人々や企業、団体、NPO などの方々に、学校での授業や体験活動を支援いただく活動を推進します。
- エコ・スクール委員会や地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）との連携による地域学校協働本部の取組など、県内各地で実践されている地域の力を生かした学校支援のしくみについて、支援や情報の発信を行います。
- 保育士や幼稚園教諭などの指導者層に向けた学習会や森林などの自然を活用した幼児教育や保育への支援等により、幼児期における体験型の環境学習を進めます。
- 教員自らが、体験を通じて環境問題に関心を持つなど、体験的な環境教育を実践できる能力を身につけることができる機会を拡大します。
- 学校給食等における湖魚の提供推進など、学校において、「日本農業遺産」に認定されている琵琶湖の恵みを体感できる機会を創出します。
- 県内大学に県外から進学をしてきた大学生などに、滋賀の自然や琵琶湖と共生する暮らしの文化について、学びを深める機会を提供します。

【参考】「しが自然保育認定制度」を通じて自然保育を推進

遊びを通して学ぶ幼児や保育者にとって、自然は豊かな保育現場です。森や田んぼなどで、子どもたちがやりたい遊びをし、自然の中で成長する「森のようちえん」のように、自然保育は、森林等への関心や保全意識を高めるとともに、子どもの主体性、協調性、自己肯定感等の「非認知能力」を育む上で非常に大切です。

豊かな自然環境を有する滋賀県では、自然保育の社会的な認知と信頼性の向上を図るため、「しが自然保育認定制度」により一定の基準を満たす団体を認定するとともに、認定団体の森林での活動に必要な経費の一部を助成することにより、森林環境学習のすそ野を広げる取組を行っています。



【参考】地域と学校の連携・協働による環境学習の推進（地域学校協働活動を事例に）

県では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」を推進しています。また、地域全体で子どもの学びや育ちを支える「地域学校協働活動」の取組も広がっています。

この活動の中で、地域学習のひとつとして、環境学習に取り組んでいるところもあります。例えば、竜王町内の小学校では、教職員と地域の方が一緒になって、水生生物観察等のフィールドワークを通して地域や自然学習のプログラムを作成し、子どもたちの教育につながる取組を行っています。

県ではこうした地域学校協働活動の事例について広く情報発信しながら、連携・協働による地域づくり・学校づくりを進めています。



水生生物の観察の様子

【参考】世界に誇る地域資源・琵琶湖と共生する農林水産業に関する学習の推進

エリ漁等の伝統漁業や環境に配慮する農業、ふなずしをはじめとする食文化など、琵琶湖と共生してきた農林水産業は、世界に誇る地域資源です。

この持続的な農林水産業が「日本農業遺産」に認められ、「世界農業遺産」の候補となる中、例えば、草津市立渋川小学校では、エコ・スクール活動の中で、生産者や販売業者の支援も得ながら琵琶湖と共生する農林水産業について調べ、農水産物やそれらを使った郷土料理の魅力を県内外の多くの方に紹介するなど、全学年で地域の暮らしや自然をテーマとした環境学習に取り組まれています。



ふなずしづくり見学の様子

県では、環境に配慮した農林水産業の営みを含めて琵琶湖の多様な価値を様々な世代の方に知っていただく場づくりや情報発信など、学びを深める機会を提供しています。

第6章 施策の効果的な実施のための推進体制



1. 施策の総合的な展開

環境学習に関連する施策は様々な行政分野において実施されており、各分野の行政計画においても、環境に関わる普及啓発や人育てについての記載があります。持続可能な社会づくりに向けては環境分野のみならず、教育分野や農業分野、日常生活の中で環境に配慮した消費の実践をめざす消費者教育や、食生活を通じた食品ロスの削減、地産地消の推進などを考える食育など、様々な行政分野との連携が欠かせません。

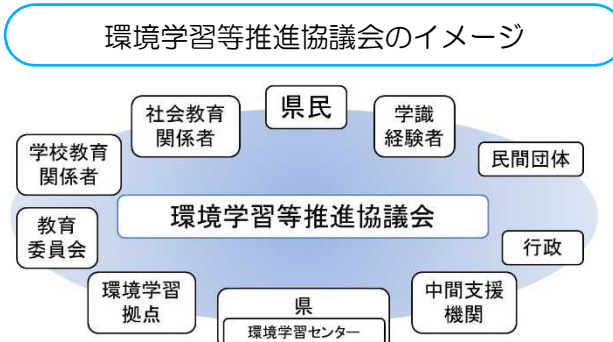
県では、各種の行政分野にかかる関連施策を体系的、総合的および効果的に推進するために、庁内の環境学習関係課で構成する「滋賀県環境学習推進会議」で総合的な調整を行うとともに、各分野に関連する関連事業の進捗状況を把握、改善し、環境学習の着実な推進を図ります。



また、県自身も地域における一事業者として、独自に構築した「滋賀県庁環境マネジメントシステム」により、環境に関する取組を継続的な改善を通して充実させ、健全で質の高い環境の確保と地球環境の保全に貢献します。

2. 「滋賀県環境学習等推進協議会」との連携

県による環境学習の取組について、広く意見を聴きながら、現状や課題を踏まえて着実に、かつ、効果的に展開していくため、県民や民間団体、企業や学識者など環境学習に関わる多様な主体で構成される「環境学習等推進協議会」を設置しています。環境学習等推進協議会は、計画の改定に関する協議、計画の進行管理・連絡調整、環境学習センターの企画運営への意見や提言、支援等を行います。



3. 環境学習支援機能の充実

環境学習センターにおいては、様々な主体が行う環境学習の効果的かつ適切な実施に向けて、情報の提供、交流の機会の提供、指導者の育成など必要な支援を行うとともに、県民などと県の支援施策や情報をつなぐ窓口として、環境学習推進員による各種の支援機能を提供します。また、環境学習の推進にあたっては多様な主体間の連携促進が重要であることから、各地域や分野において拠点的に活躍する主体との連携を強化するとともに、各主体間の「つながり」を創出します（P.25 参照）。

4. 協働による推進

計画を効果的に進めていくために、県民をはじめ地域のあらゆる主体と相互に連携・協働しながら一体となって取り組みます。

（１）県民、NPO・地域団体、事業者などとの協働

県は、県民、NPO・地域団体、事業者などの主体的な取組と積極的に協働していくため、淡海ネットワークセンターなど県域・市町域の中間支援組織と情報を共有しながら、取組の特性に合わせた協力や連携を推進します。

（２）市町との連携

環境学習は、県民の日常生活と密接に関連しており、住民と最も身近で深い関わりを持つ市町の役割が重要であることから、市町との情報の共有・交換を行い、連携・協力しながら、地域の特性を生かした環境学習を推進します。

（３）環境学習関連機関・団体・施設などとの連携

県は、大学や研究機関などを含む環境学習関連機関や団体と協力して、環境学習を実施している施設などが保有する環境情報を共有する場や機会を作り、それぞれが実施する環境学習事業の充実のために連携を図ります。

（４）国や他の自治体との広域連携

県は、国や他の自治体とも環境学習に関する情報の共有・交換を行うとともに、取組成果を発表する機会づくりや交流事業の実施などの取組の充実や広がりを推進します。

第7章 計画の進行管理



1. 進行管理の考え方

県庁内で組織する「滋賀県環境学習推進会議」を中心に、環境学習に関連する部局の連携を図り、総合的な取組を進めるとともに、持続可能な社会づくりへの寄与の度合い、施策体系別の進捗状況、関連する事業についての自己評価により、計画の実施状況を把握します。

計画の実施状況については、環境学習に関わる多様な主体で構成される「滋賀県環境学習等推進協議会」において議論をいただいた後、「滋賀県環境審議会」に報告し、その意見を計画推進に反映させます。この実施状況については、毎年度発行する「滋賀の環境（環境白書）」に掲載することで県民の皆さんへと公表します。

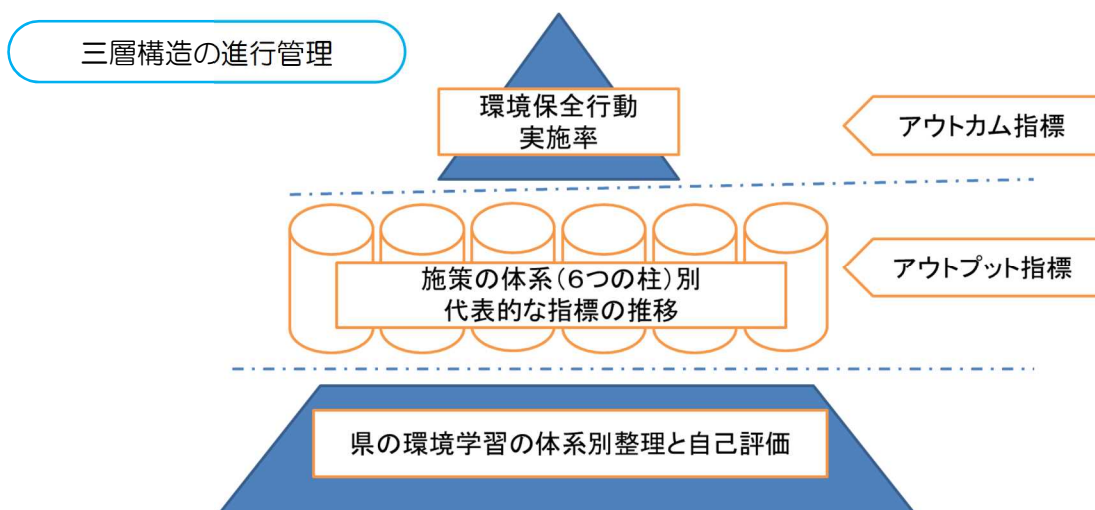
また、県内外の優良事例の収集に努め、「滋賀県環境学習等推進協議会」等での情報共有を図り、その内容は県民の皆さんへと公表します。

2. 進行管理の手法

計画の進行管理は、次の3つの階層構造で実施します。

- (1) 環境学習関連施策の実施が持続可能な社会づくりにどれだけ寄与したのかを評価するため、その成果を示すアウトカム指標として、学びを実際に「行動」へと移した人の数を表す指標のひとつである「環境保全行動実施率」の経年変化を活用します。また、計画期間中の環境保全行動実施率の数値指標は80%以上とします（詳細はP.31参照）。
- (2) 県の施策体系の「6つの柱」それぞれにおいて、関連する指標を抽出し、その推移からそれぞれの柱別に、当該分野の課題や進捗度の把握を行います。
- (3) 環境学習に関連する県事業について、施策の体系（6つの柱）別に分類・整理するとともに、各事業がギアモデルのステップのうち、どの部分を目的とする事業かを確認しながら、成果について自己評価を実施します。

また、重点的な取組に関連する事業については、別途取組ごとに事業の分類・整理をし、取組ごとの評価を行います。



第三次滋賀県環境学習推進計画の実施状況について（平成 28 年度～令和元年度）

（１）持続可能な社会づくりへの寄与の度合い

- ・ 県民の環境保全の取組について、1人1日当たりの一般廃棄物排出量およびエネルギー使用量については低下傾向を示している。一方で、県政世論調査や県政モニターアンケートにより把握した環境保全行動実施率から環境保全行動の一定の広がりが見られるものの、目標としている80%以上に至っていないことから、引き続き県民の環境意識の向上に努める必要がある。

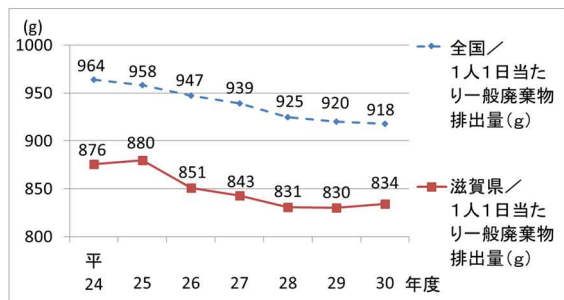


図1 全国および滋賀県における1人1日当たりの一般廃棄物排出量

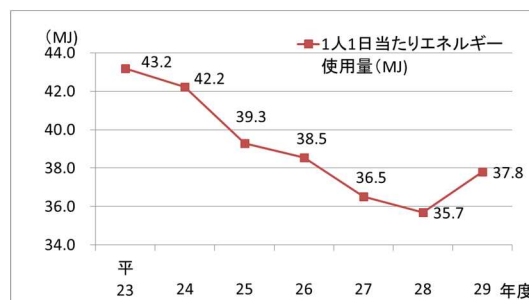
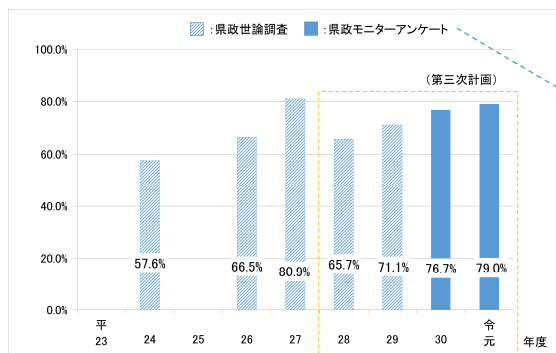


図2 滋賀県内の家庭部門における1人1日当たりのエネルギー使用量



- ・ 県政世論調査：無作為抽出した県内在住の満18歳以上の個人を対象に実施
- ・ 県政モニターアンケート：県政モニターを対象に実施

図3 環境保全行動実施率

（環境保全行動とは、琵琶湖の清掃やヨシ刈り体験への参加、レジ袋をもらわないなど環境保全のために行われる行動のこと）

（２）施策体系別の進捗状況

- ・ 県環境学習施策の体系（6つの柱）のうち、毎年、「場や機会づくり」に位置付けている事業が最も多く、「環境学習プログラムの整備・活用」や「連携・協力のしくみづくり」が少ない傾向となっている。施策の展開においては、県内各地で様々な主体により展開されている多様な環境学習活動と連携し、より多くの人々の学びへとつなげるため、環境学習を進めるリーダー同士の交流やネットワークづくり、分野を越えた学習プログラムの整備、環境学習の場づくりや機会づくりなどに引き続き取り組む必要がある。

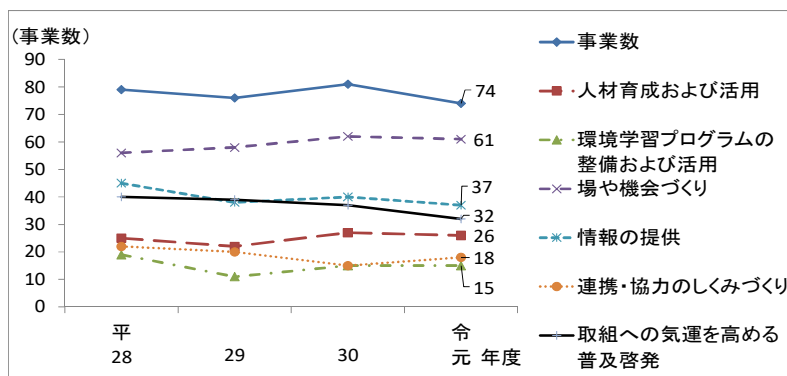


図4 6つの施策体系の柱別事業数の推移（重複選択可）

【環境学習プログラムの整備および活用】【情報の提供】

- 琵琶湖博物館環境学習センターでは、環境学習の指導者人材やプログラム等に関する情報収集・提供、環境学習の企画サポート、コーディネート、環境学習を支えるネットワークづくりなどに取り組んでいる。地域資源を活用した環境学習プログラムを推進し、地域が抱える課題解決のためにも、持続可能な社会づくりに関連する様々な分野や情報、人的資源を体系的につなぐコーディネータの役割が重要であり、拠点機能のより一層の強化が求められる。

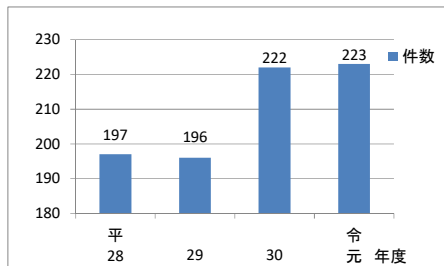


図5 環境学習情報ウェブサイト（エコロシーが）の「プログラム」登録件数の推移

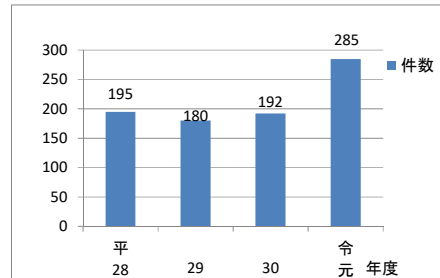


図6 環境学習センターへの相談件数の推移

【場や機会づくり】【取組への機運を高める普及啓発】

- 自然の中で体験活動をする機会が減少している中、琵琶湖博物館での体験学習・観察会・講座推進事業や「しがこども体験学校」事業（子ども・青少年局）などを通じて、児童生徒による自然体験活動を促進し、さらに、平成30年度からは、「びわ活」をキーワードに「びわ湖の日」をきっかけにより多くの方に琵琶湖に関わって頂く活動を促進している。遊びや体験を通じて自然に触れあうイベントの発信や、身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実が求められている。

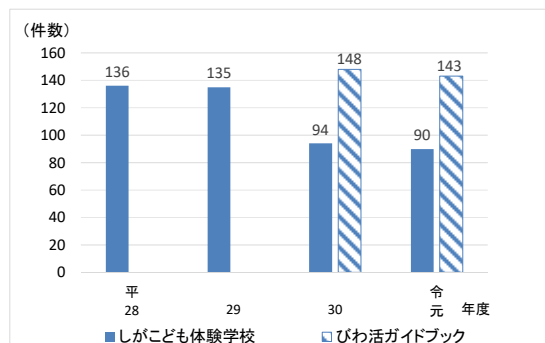


図7 しがこども体験学校（自然、里山・田んぼ）およびびわ活ガイドブック掲載企画・イベント数

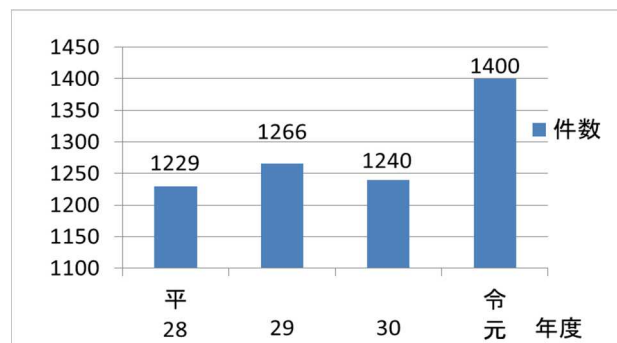


図8 「場や機会づくり」を意図した事業の年間開催数

【人材育成および活用】【連携・協力のしくみづくり】

- 県民の高い環境意識を背景に、環境に関わる市民活動や企業の実践などが活発に行われてきたが、人材の高齢化や参加者の固定化といった現状がある。持続可能な社会を支える若い人材の育成とともに、新たな参加者を増加させることが課題となっており、また、活動者同士の交流の場を設け、それぞれの強みや課題を共有することで課題解決を支援することが求められている。

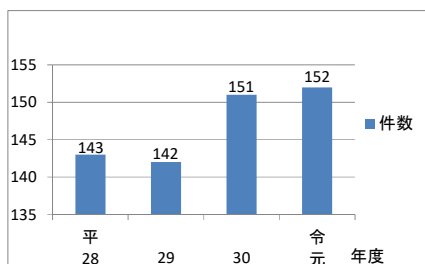


図9 環境学習情報ウェブサイト（エコロシーが）の「教えてくれる人」登録件数

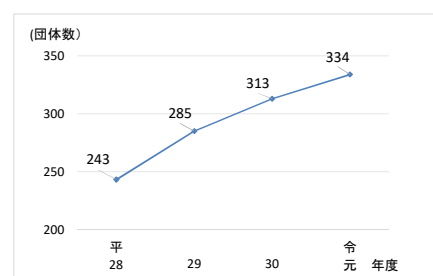


図10 マザーレイクフォーラム登録団体数

(3) 重点的な取組

- 県の環境学習関連事業のうち、重点分野の一つ「低炭素社会づくりについての学習推進」に位置付けられた事業数が少ない傾向がある。令和元年度、“しが CO₂ ネットゼロ”ムーブメントを宣言したことを踏まえて、脱炭素社会づくりに向けた学習推進が今後ますます重要である。また、「循環型社会づくりについての学習推進」に位置付けられた事業数も比較的少ないが、近年、食品ロス対策やプラスチックごみ削減に関心が高まってきている。また、複数の重点分野に位置付けられた事業は全体の 31.1%で平成 30 年度より 2.7 ポイント向上したものの、分野間のつながりを意識し、分野横断型のプログラムの整備が重要である。

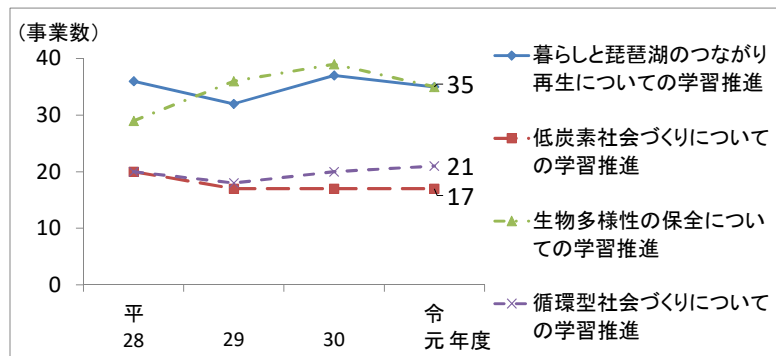


図 1 1 4つの重点的な取組分野別事業数(重複選択可)

- 令和元年度、森林・林業・農山村（＝やま）を一体的に捉えて農山村の活性化を図る「やまの健康」推進事業や、「やまの健康」の実現に寄与できる人材の育成をはかる「滋賀もりづくりアカデミー」のほか、平成 30 年度より、将来の森林への関心や保全意識を高める「森のようちえん」への支援など、森林分野における新たな学習支援の取組が広がっている。

(4) 県環境学習関連事業の自己評価

- 「人育て」と「社会づくり」のギアモデルから環境学習の推進状況を分析すると、毎年、県の環境学習関連事業の半数以上で、環境学習の出発点である「気づく」「学ぶ」「考える」を意識した人材育成に取り組むことができた。一方で、「行動する」「つながる」「解決する」を意識した持続可能な社会づくりに寄与する事業は半数以下であり、さらなる推進が求められている。

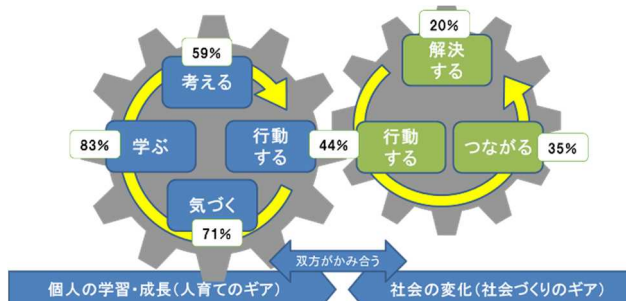


図 1 2 ギアモデルの各ステップを意識した事業の割合
(数値は平成 28 年度から令和元年度の 4 年平均値)

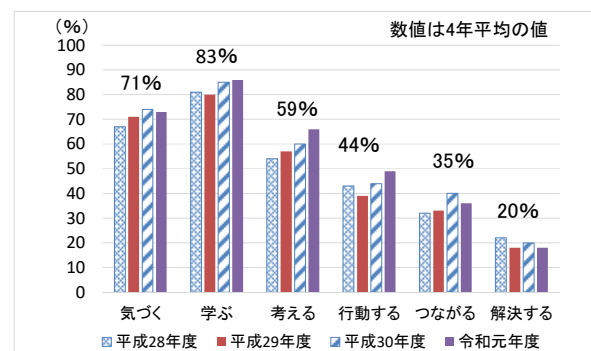


図 1 3 ギアモデルの各ステップを意識した事業の割合
(平成 28 年度から令和元年度の推移)

■用語の解説

	用 語	解 説
C	CSR	Corporate Social Responsibility。企業が利益を優先するだけでなく、消費者、顧客、地域社会などとの関係を重視しながら果たす、社会的な責任のこと。
E	ESD	Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)の略称。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のことで、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。
I	IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change(気候変動に関する政府間パネル)の略称。国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)が設置し、各国の研究者が地球温暖化問題に関する科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与える公式の場。
N	NPO	民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の諸課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益活動を行う組織・団体。
S	SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。平成27年(2015年)9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた17の目標から構成される人間、地球および繁栄のための行動計画。
う	うみのこ	県内の全小学5年生がびわ湖フローティングスクールという琵琶湖上で1泊2日の宿泊体験を中心とした教育活動を行うために、昭和58年に就航した学習船。平成30年より、探究的な学習の充実のために、ICT環境やデジタル機器を使った科学的な視点での学習が行えるよう、新しい船での航海が行われ、琵琶湖を舞台に環境に主体的に関わる力や自ら課題をもち協働して解決に取り組む力を育んでいる。
え	エコ・スクール	将来の社会づくりの主役である児童生徒が主体的に環境学習・保全活動に取り組む力を身につけるため、学校全体で地域の人と連携しながら環境学習をする活動で、滋賀県では平成13年度(2001年度)から始まった。エコ・スクールの登録をし、計画に基づく活動を実践した学校には、知事から認定証が交付される。
え	エコ・スクール委員会	児童生徒のエコ・スクール活動を支援することを目的に、教員や保護者、地域住民、NPO、有識者などで構成された団体。
え	エコツーリズム	エコツーリズム推進法では、「観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動」をいう。本県では、「体験や体感により琵琶湖やそれを取り巻く自然環境・生活文化と触れ合うことで、琵琶湖や環境に対する理解と関心を高め、琵琶湖や自然の重要性を認識することができる活動」と定義。
お	「おいしが うれしが」キャンペーン	食品販売事業者等と滋賀県が協働して、地域で生産された食材を地域で消費する「地産地消」を推進する運動。「おいしが うれしが」は、県産農畜水産物を食べた人の「おいしい!」と、提供した人の「うれしい!」との会話を表している。

	用 語	解 説
お	淡海ネットワークセンター	(公財)淡海文化振興財団の愛称。地域づくりや福祉、環境、文化等の様々な分野における県民の自主的で営利を目的としない社会的活動を、各種情報の収集および提供、交流の機会の提供等を通じて総合的に支援することにより、地域の個性や魅力を高め、よりよい地域社会の実現を図り、もって「新しい淡海文化の創造」に寄与することを目的に、平成9年(1997年)に設立された。
お	温室効果ガス	地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の6物質が、温室効果ガスとして削減の対象となっている。
か	カリキュラム・マネジメント	子どもたちの姿や地域の実情等を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、教科等の学習内容や様々な活動を選択・配列して計画し、それを実施・評価・改善していくこと。教科等の枠を超えて関連の高い内容や活動を工夫して配列したり、様々な人材等を活用して学習を充実したりすること。
か	環境カウンセラー	市民活動や事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言などの環境カウンセリングを行う人材として、環境大臣の登録を受けた者。
か	環境学習支援士	単に環境問題に関する専門的な知識を有するに留まらず、学校や地域にあって、自ら先頭に立ち、適切な指導・助言を行いながら、環境問題の解決に取り組むことができるリーダー。滋賀大学の養成プログラムを修了し、審査を経た者に滋賀大学から授与された。平成30年度末に養成プログラムは終了。
か	環境学習センター	平成17年(2005年)に開所した「滋賀県環境学習支援センター」が、平成22年(2010年)に琵琶湖博物館へと移管。「滋賀県環境学習の推進に関する条例」第8条の規定にもとづく「環境学習を推進するための拠点」として、環境学習の企画サポート・コーディネート、環境学習に関する情報提供などを行っている。
か	環境教育等促進法(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)	従来の「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が一部改正され、平成24年(2012年)10月に完全施行された法律。法の目的に協働取組の推進が追加されるとともに、自治体による行動計画の策定や推進協議会の設置、体験の機会の場の認定制度の導入、NPO等との協定締結に関する規定などが導入されるなど、具体的な規定が大幅に拡充した。
か	環境こだわり農業	化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業のことをいう。「滋賀県環境こだわり農業推進条例」に規定している。
か	環境美化の日	「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」第14条では、ごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めるため、毎年7月1日の「びわ湖の日」と、5月30日、12月1日を「環境美化の日」と定めており、これらの日を中心に、県内各地で一斉に清掃活動が展開される。
き	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組。

	用 語	解 説
こ	国際湖沼環境委員会 (ILEC)	世界の湖沼環境の健全な管理とこれと調和した持続的開発の在り方を求めて、国際的な知識交流と調査研究推進を図る公益財団法人で、草津市に所在。滋賀県が提唱して開催された第1回世界湖沼環境会議を契機に、昭和61年(1986年)に発足した組織。
こ	こどもエコクラブ	幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。
こ	コミュニティ・スクール	地域住民や保護者が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会制度」を導入した学校のこと。
さ	再生可能エネルギー	化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。代表的な再生可能エネルギー源としては、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。
さ	魚のゆりかご水田	在来魚が琵琶湖から水路をとって水田まで産卵のために遡上できるよう魚道を設置することで、魚が琵琶湖との間を水路を通じて行き来できるようにした水田。
し	しが学校支援センター	滋賀県教育委員会が、「地域の力を学校へ」推進事業として生涯学習課内に学校支援ディレクターを配置し、出前授業や施設見学等に関する依頼や相談を受け学習支援プログラムのコーディネート等の活動を行う相談窓口。
し	滋賀県学習情報提供システム「におねっと」	県民の主体的な生涯学習を支援するためのポータルサイトのこと。団体、企業、大学、市町、県等が実施する講座や教室など学習情報を一元化し、県民への情報提供を行うほか、県が保有する視聴覚教材の貸出予約や学習相談の受付もできる。
し	滋賀県環境総合計画	「滋賀県環境基本条例」に基づき、滋賀県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定される計画。現在は、第五次滋賀県環境総合計画の計画期間中(2030年度まで)。
し	しが自然保育認定制度	多様な自然体験活動を通して、子どもたちの豊かな人間性を育み、心身の調和のとれた発達の基礎を培うことを目指して行われる保育を行っている団体を認定・支援する制度。
し	自然観察指導員	自然観察会を通じて、自然のしくみや面白さ、不思議さ、自然の大切さを伝えることで、自然への橋渡し役を担う人材。狭義には、(財)日本自然保護協会が主催する講習会を受講し、同協会に登録をした指導員のこと。
し	食品ロス	本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。国連では、2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることを目標に掲げている。本県においても、県民運動「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を立ち上げ、食品ロス削減への各種取組を推進している。

	用 語	解 説
せ	生物多様性	特定の範囲に生息・生育する生物の多様さの程度で、様々な生息・生育環境がある「生態系の多様性」、様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。
せ	生物多様性保全活動支援センター	生物多様性を保全する取組を推進するために、多様な関係主体間の連携や協力のあっせんなどを行うことを目的として、平成26年に県が設置した組織。
せ	世界湖沼会議	昭和59年(1984年)に滋賀県の提唱により開かれた「世界湖沼環境会議」の後身として、ILECと開催国の団体等の共催で、概ね2年ごとに世界各国で開催されている国際会議。研究者・行政担当官・NGOや市民等が一堂に集まり、世界の湖沼および湖沼流域で起きている多様な環境問題やその解決に向けた取組についての議論や意見交換が行われている。
せ	世界農業遺産	伝統的で持続的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要なシステムを、「世界農業遺産」として国連食糧農業機関(FAO)が認定する制度。滋賀県では、琵琶湖の水質や生態系の保全に寄与しながら受け継がれてきた農林水産業の営みや、環境保全に向けた現代の特色ある教育や協働が「琵琶湖システム」として農林水産省が認定する「日本農業遺産」に認定され、さらに「世界農業遺産」の候補としても認められた。
せ	石けん運動	昭和52年(1977年)5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つが合成洗剤に含まれているリンに起因することがわかったことを契機に発生した、合成洗剤の使用をやめて粉石けんを使おうという県民運動。
た	脱炭素社会	温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡が図られた社会のこと。パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前と比べ2℃より十分下方に抑えらるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的とし、この目的を達成するよう、今世紀後半に脱炭素社会を目指すとして位置づけられた。滋賀県では、「しがCO ₂ ネットゼロ」ムーブメント」を宣言し、2050年までに滋賀県内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指している。
た	たんぼのこ	子どもたちが農業への関心を高め理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを学べるよう、自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習を行う事業。
ち	地域学校協働活動	地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりをめざして、幅広い層の地域住民や企業、団体等の参画により行う様々な活動のこと。
ち	地域学校協働本部／地域学校協働活動推進員	幅広い地域住民等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。地域学校協働活動推進員は、社会教育法に位置づけられた、地域と学校をつなぐコーディネーターとしての役割を果たす者。
ち	地域循環共生圏	国の第五次環境基本計画で示された考え方で、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指すもの。

	用 語	解 説
ち	地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化は海面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。
ち	地球温暖化防止活動推進員	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、住民等による地球温暖化防止の活動に対して、指導や助言等の協力をするため、都道府県知事や指定都市等の長が委嘱する運動員のこと。
ち	地球温暖化防止活動推進センター	「地球温暖化対策の推進に関する法律」によって定められたセンターで、各都道府県知事や政令指定都市等市長によって指定される。地球温暖化防止に関する啓発・広報活動や活動支援、照会・相談、調査・研究、情報提供などを主な業務とする。
ち	地産地消	「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産されたものを地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取組
ぱ	パリ協定	平成27年12月、フランス・パリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、2020年以降の温室効果ガス削減等のための新たな国際枠組みとして、採択された。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的とする。
ひ	びわ湖の日	「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」(琵琶湖条例)の施行1周年を記念し、昭和56年(1981年)に7月1日が「びわ湖の日」と定められ、平成8年(1996年)7月の「滋賀県環境基本条例」には、県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、7月1日をびわ湖の日とする規定が設けられた。現在では7月1日を中心とした琵琶湖の一斉清掃など、琵琶湖に関する様々な活動が展開されている。
ひ	琵琶湖保全再生法(琵琶湖の保全及び再生に関する法律)	貴重な自然環境・水産資源の宝庫であり、「国民的資産」と位置付けられた「琵琶湖」の豊かな恵みを未来へ引き継ぎ、全国の湖沼の保全および再生の先駆けとなるべく、平成27(2015年)年9月に公布・施行された法律。
び	びわっこ大使	県内で様々な環境活動を熱心に行っている子どもたちの中から、滋賀県の代表として選ばれた子どもたちのチーム。海外、県内外の子どもたちと交流し、「琵琶湖の自然のすばらしさ」を伝えることがびわっこ大使の使命となっている。
ふ	フードマイレージ	食料の輸送量と輸送距離を掛け合わせた指標で、食料の輸送が環境に与える負荷を表す。
ま	マイクロプラスチック	一般的に5mm以下の微細なプラスチックのこと。琵琶湖でも検出されている。マイクロサイズで製造されたプラスチックを「一次マイクロプラスチック」、大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破砕・細分化されて、マイクロサイズになったものを「二次マイクロプラスチック」という。化学物質の吸着による生態系や人体への影響が懸念されるが、現時点では実環境中での影響は認められていない。

	用 語	解 説
も	森のようちえん	自然体験活動を基軸にした子育て・保育、乳児・幼少期教育の総称。滋賀県においては、その中でも保育時間の大半を森林を中心とした自然フィールドで保育する団体を指す場合が多い。
や	やまのこ	森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校4年生が、自然豊かな森林体験施設やその周辺フィールドで体験型の森林環境学習を行う事業
ら	ラムサール条約 (特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)	特に、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用(Wise Use、一般に「賢明な利用」と呼ばれることもある)を進めることを目的に、昭和46年(1971年)に採択された条約で、平成30年(2018年)10月現在52か所の湿地が指定されている。本県では、平成5年(1993年)に「琵琶湖」が指定され、平成20年(2008年)に西の湖を含める形で拡大された。
り	リサイクル	再生利用(Recycle)。使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収して、再生利用しやすいように処理・加工し、新たな製品の原材料として再び使用すること。
り	リデュース	発生抑制(Reduce)。ごみになるものを買わない、長く使えるものを選ぶなどにより、ごみの発生を抑制することで、ごみを減らすために最も効果のある取組
り	リユース	再使用(Reuse)。一度使用された製品をそのまま、あるいはその一部を利用すること。